

# 土木工事を計画されている 民間事業者の皆さんへ

開発計画、工事計画を立てるときには、  
事業地が遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の  
範囲内かどうか等を  
市町村文化財担当部局にお問い合わせください。

遺跡がある場所（周知の埋蔵文化財包蔵地）で  
建築・土木工事などを行うときには、  
文化財保護法による  
工事前の届出が義務付けられています。

届出をせず、遺跡内で工事を行った場合、  
工事を中断していただくことがあります。

●●●●●●●●●●  
届出が必要な工事は、建物の新築だけではなく、  
遺跡内で行う土木工事全般となります。

（盛土工事も届出が必要です。）

👉 手続きの流れは裏面をご覧ください



## お問い合わせ先

- 各市町村文化財担当課
- 長野県県民文化部文化振興課  
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2  
電話 026-235-7441 FAX 026-235-7284  
Eメール [bunkazai@pref.nagano.lg.jp](mailto:bunkazai@pref.nagano.lg.jp)



# 埋蔵文化財保護の手続きの流れ



## ① 「ここは遺跡ですか？」市町村に照会

- ▶ 県内にはおよそ**14,300**か所の遺跡があり、市町村は、域内の遺跡地図を常備しています。

- ▶ 遺跡の周辺部や地形から遺跡の可能性が高いと判断される場所では、試掘調査を実施する場合があります。

調査不要の場合や試掘調査の結果、遺跡はないことが確認された場合

⑥へ

試掘調査の結果、遺跡の範囲拡大や新たな遺跡が確認された場合

②へ

事業地内に「遺跡がある」

事業地内に「遺跡がない」

## ② 調整・協議

- ▶ 工事の範囲や位置、工法、着工時期等について、市町村文化財担当部局と調整・協議してください。
- ※ 工事が遺跡に及ぼす影響の度合いや工事内容により、遺跡の保護措置が変わります。

## ③ 届出（文化財保護法第93条第1項により義務付けられているもの）

- ▶ 工事着手予定の60日前までに「民間事業者が埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を実施する場合の届出書」を、市町村文化財担当部局に提出してください。
- ※ 書式は県のホームページをご参照ください。  
(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/maibun/maibuntop.html>)
- ※ 長野市・松本市においては、書式が異なりますので、各市のホームページ等でご確認ください。

## ④ 保護措置についての指示

- ▶ 工事着手前に県から、次の保護措置を指示します。

**発掘調査** | 工事着手前に遺跡の内容を把握するための確認調査や遺跡を記録としてのごすための発掘調査を実施する。

**工事立会** | 市町村文化財担当部局が工事に立ち会い、必要に応じて記録を取る。

**慎重工事** | 遺跡を傷つけないように慎重に施工する。

**その他の指示** | 遺跡の現状保存や協議等を指示する。

※長野市・松本市においては各市から保護措置を通知します。

## ⑤ 発掘調査

期間と費用が必要です

⑥ 工事着工

# 遺跡内で土木工事を行われる方にご注意いただきたいこと チェックリスト

1 届出（土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出）を提出する時	
<input type="checkbox"/>	<b>届出の工事内容は、正確に記載（図面を添付）していますか。</b> 建物だけではなく、盛土・埋土、切土、擁壁工事、浄化槽設置等の土木工事も届出に記載（または図面を添付）する必要があります。
<input type="checkbox"/>	<b>工事着手日から余裕をもって届出をしていますか。</b> 文化財保護法では工事着手日の60日前に届出を提出することになっています。（工事着手日が近い場合、記載された工事着手日に着手ができない場合があります。）
<input type="checkbox"/>	<b>届出者の住所・氏名は正確に記載していますか。</b> 届出の委任を受けている方は、とくにご注意ください。
<input type="checkbox"/>	<b>必要書類は揃っていますか。</b> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出</li><li><input type="checkbox"/> 土木工事等を行う場所を示す地図</li><li><input type="checkbox"/> 土木工事等の概要を示す書類及び図面（掘削・盛土・切土の規模がわかる平面図、断面図も添付）</li><li><input type="checkbox"/> 土地所有者の承諾書（市町村宛 ※様式は工事箇所の各市町村へ請求して下さい）</li></ul>
2 届出を提出した後	
<input type="checkbox"/>	<b>県からの通知により※、市町村文化財担当部局が保護措置（発掘調査等）を実施することを施工業者等へも伝えてありますか。</b> ※長野市・松本市においては各市が保護措置を通知します。 届出をすれば、即時に工事着工できるわけではありません。
<input type="checkbox"/>	<b>保護措置の実施について、以下の内容を施工業者等と確認しましたか。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>▶「発掘調査」の場合：工事着手前に発掘調査を実施します。工事着手は、発掘調査終了後になります。（工事着手可能日は市町村文化財担当部局と打ち合わせて下さい。）</li><li><input type="checkbox"/> <b>発掘調査前および調査期間中に、工事着手しないように施工業者等へ伝えてありますか。</b> 工事に使用する資機材の搬入、測量も発掘調査の支障となる場合がありますので、市町村文化財担当部局と打ち合わせて下さい。</li><li>▶「工事立会」の場合：掘削等工事の際に市町村担当職員が立会います。</li><li><input type="checkbox"/> <b>市町村文化財担当部局と工事立会の日程調整を行いましたか。</b></li><li><input type="checkbox"/> <b>施工業者等へ工事立会の実施及び実施日を伝えましたか。</b></li><li>▶「慎重工事」の場合：市町村担当職員は立ち会いませんので、遺物の出土に注意して工事して下さい。</li></ul>
<input type="checkbox"/>	<b>工事の内容は、届出のとおり実施していますか（変更されていませんか）。</b> 変更があった場合には、市町村文化財担当部局へ事前に報告してください。（大幅な変更があった場合には、再度届出が必要となる場合があります。）